

# 都城市は滞納処分を強化しています

地方税法 第331条 (市町村民税に係る滞納処分) 関係条文同法第373条(固定資産税)、同法第463条の27(軽自動車税)、同法第728条(保険税)

介護保険法第144条及び地方自治法第231条の3、都城市債権管理条例(介護保険料)

市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

## 給与・預金保険調査と差押



## 国税徴収法 第141条(徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権)

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて…中略…(その写しを含む。))の提示若しくは提出を求めることができる。

「雇用主・会社給与担当者」  
給与照会…差押？  
何か滞納している？  
我社の社員に滞納者が・・・

「銀行担当者」  
税金が滞納ってことは、  
借入の返済の方も要注意だな。

## 家宅搜索・タイヤロック・不動産差押



うわあ、…あの金具、何？  
(タイヤロック装置です)

どうしよう～…(泣) 車が動かせないから出勤できないよ！！

差押等滞納処分に遭わないために・・・税金は期限内に納付して下さい。

# 納税は便利な口座振替で！

口座振替は、Webまたは金融機関の窓口にて申込むことができます。Webで申込みする場合は、都城市公式ホームページからアクセスしてください。金融機関の窓口で申込みする場合は、口座振替を希望する金融機関に、預貯金通帳・届出印・被保険者証または納税通知書（納付書）をお持ちいただき、窓口備え付けの口座振替依頼書を記入のうえ、お手続きください。

## お問合せ先

都城市役所：〒885-8555  
宮崎県都城市姫城町6街区21号

【総務部 納税管理課】

電話：0986(23)2126

Fax：0986(23)6349

【健康部 保険年金課】

電話：0986(23)2127

Fax：0986(24)5520

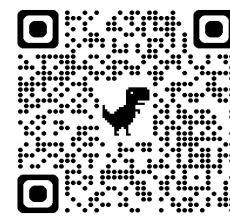


保険年金  
課QRコード

【健康部 介護保険課】

電話：0986(23)2596

Fax：0986(23)2143



介護保険  
課QRコード

都城市ホームページ  
QRコード：

※QRコードは株式会社デソーウェアブ  
の登録商標です。

